第3回 運用容量検討会 資料2

# 運用容量を休日相当として扱う日について ~平成28年度・平成29年度~

平成28年1月28日

電力広域的運営推進機関



平成28年度および平成29年度の運用容量を算出するための条件として、「運用容量を休日相当\*1として扱う日」\*2について検討する。

なお、各地域の電力需給面の事情を考慮し、必要に応じて、連系線の方向ごとに「運用容量を休日相当として扱う日」を検討する。

※1:連続休日などにより特殊な需給が想定される日(特殊日)を含む。

※2:年間および月間の連系線利用計画の休日展開は別途検討する。

(実同時同量および計画値同時同量のうち実同時同量と同様の計画潮流断面の計画)

#### く参考>

平成27年度および平成28年度の休日相当として扱う日については、電力系統利用協議会が一般電気事業者と協議のうえ指定し、年間の連系線利用計画が策定されたことから、円滑な地域間連系線管理を行うため、電力系統利用協議会が指定した日を、広域機関における休日相当と扱う日として指定している。 なお、電力系統利用協議会ルールにより、一般電気事業者が、地域事情で連系線の運用容量を休日相当として扱う日を指定している。



# く参考>

### 【業務規程抜粋】

第62条 本機関は、会員(別表9-1の連系線を維持し、及び運用する一般電気事業者及び卸電気事業者たる会員に限る。以下、本条及び次条において同じ。)との間で検討の場(以下、本条において、「検討会」という。)を設け、毎年5月末までに、翌年度以降の当該連系線の運用容量の算出断面(運用容量を算出するために年間を区分した一連の期間をいう。以下同じ。)、需要その他の検討条件、検討スケジュール等(以下、本条において、「前提条件等」という。)について検討を行い、前提条件等を定める。

## 【送配電等業務指針抜粋】

第2条 本指針で使用する用語は、本指針に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令及び省令並びに電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の定款及び業務規程において使用する用語の例による。

- 2 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日 法律第178号)に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。

## 【電力系統利用協議会ルール抜粋】

#### ▶ 休日

土曜日・日曜日・祝日ならびに当協議会および一般電気事業者が指定する日をいう。なお、電力需給面から、連系線等の運用容量を休日相当として扱う日については、当協議会が一般電気事業者と協議のうえ、毎年指定する。また、上述以外に地域の事情により、連系線等の運用容量を休日相当として扱う日については、各一般電気事業者が毎年指定する。



# 2. 全連系線共通

## 【平成28年度】

ゴールデンウィーク

4 月							
B	月	火	水	木	金	±	
		1	2				
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

5 月								
日	月	火	水	木	金	土		
1	2	3	4	5	6	7		
8	9	10	11	12	13	14		
15	16	17	18	19	20	21		
22	23	24	25	26	27	28		
29	30	31						

#### > 年末年始

12 月								
日	月	火	水	木	金	H		
			1	2	3			
4	5	6	7	8	9	10		
11	12	13	14	15	16	17		
18	19	20	21	22	23	24		
25	26	27	28	29	30	31		

1月								
П	月	火	水	木	金	±		
1	2	3	4	5	6	7		
8	9	10	11	12	13	14		
15	16	17	18	19	20	21		
22	23	24	25	26	27	28		
29	30	31						

:休日相当として扱う日

休日

- 平成28年 5月 2日
- 平成28年12月29日、30日
- 平成29年 1月 3日

## 【平成29年度】

ゴールデンウィーク

4 月							
日	月	火	水	木	金	土	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30							

5 月								
日	月	火	水	木	金	H		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30	31					

### > 年末年始

12 月							
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2				
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							

1月								
日	月	火	水	木	金	土		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30	31					

----: 休日相当として扱う日

休日

- 平成29年 5月 1日、2日
- 平成29年12月29日
- 平成30年 1月 2日、3日

休日明けの日の夜間帯のうちO:OO~8:OOは、休日または特殊日の夜間帯の運用容量を適用する連系線がある。年間・月間計画では昼間帯・夜間帯の2断面であり、夜間帯の運用容量はO:OO~8:OOと22:OO~24:OOの小さい方を採用する。 (中部関西間連系線(関西向)、中国九州間連系線(両方向))



оссто

# 3. 北陸関西間連系線

## > 逆方向(関西⇒北陸向き)

## 【平成28年度】

≥ 盆

	8月								
П	月	火	水	木	金	H			
	1	2	3	4	5	6			
7	8	9	10	11	12	13			
14	15	16	17	18	19	20			
21	22	23	24	25	26	27			
28	29	30	31						

: 休日

: 休日相当として扱う日

## 【平成29年度】

≥ 盆

8月							
日	月	火	水	木	金	H	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			
	1		l				

: 休日

: 休日相当として扱う日

# ▶ 順方向(中部⇒関西向き)

【平成28年度】

4 月									
日	月	火	水	木	金	土			
		1	2						
3	4	5	6	7	8	9			
10	11	12	13	14	15	16			
17	18	19	20	21	22	23			
24	25	26	27	28	29	30			

5 月							
П	月	火	水	木	金	H	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

盆 8月 水 10 12 19 20 16 17 23 24 22 25 26 27 30

: 休日

・休日相当として扱う日

:特殊日として扱う日

> 年末年始

		<u> </u>								
	12 月									
日	月	火	水	木	金	土				
	日 月 火 水 4 5 6 7 11 12 13 14 18 19 20 21			1	2	3				
4	5	6	7	8	9	10				
11	12	13	14	15	16	17				
18	19	20	21	22	23	24				
25	26	27	28	29	30	31				

_									
	1月								
	日	月	火	水	木	金	土		
	1	2	3	4	5	6	7		
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31				·		

## 【平成29年度】

	5 月								
日	月	火	水	木	金	土			
	1	2	3	4	5	6			
7	8	9	10	11	12	13			
14	15	16	17	18	19	20			
21	22	23	24	25	26	27			
28	29	30	31						

盆 8月 17 18 14 15 16 22 24 21 23 25 29 30 31 **在末年始** 

\_\_\_\_: 休日

: 休日相当として扱う日

:特殊日として扱う日

	十八十以								
	12 月								
日	月	火	水	木	金	土			
		1	2						
3	4	5	6	7	8	9			
10	11	12	13	14	15	16			
17	18	19	20	21	22	23			
24	25	26	27	28	29	30			
31									

1月								
日	月	火	水	木	金	土		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30	31					

- ▶ 休日または特殊日明けの夜間帯のうちO:OO~8:OOは、休日または特殊日の夜間帯の運用容量とする。
- > 逆方向(関西⇒中部向き)
- ▶ 土曜日の昼間帯を平日として扱う。 (ただし、平成28年4月30日、12月31日、平成29年5月6日、12月30日は除く)

# 5. 中国九州間連系線

## ▶ 両方向 【平成28年度】

ゴールデンウィーク

4 月								
Ш	月	火	水	木	金	H		
		1	2					
3	4	5	6	7	8	9		
10	11	12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	23		
24	25	26	27	28	29	30		

5 月									
Ш	月	火	水	木	金	H			
1	2	3	4	5	6	7			
8	9	10	11	12	13	14			
15	16	17	18	19	20	21			
22	23	24	25	26	27	28			
29	30	31							

#### > 盆

			8月			
日	月	火	水	木	金	±
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

: 休日

: 休日相当として扱う日

: 特殊日として扱う日

## > 年末年始

		:	12 月			
□	月	火	水	木	金	±
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月								
日	月	火	水	木	金	±		
1	2	3	4	5	6	7		
8	9	10	11	12	13	14		
15	16	17	18	19	20	21		
22	23	24	25	26	27	28		
29	30	31						

## 【平成29年度】

ゴールデンウィーク

	4 月									
日	月	火	水	木	金	土				
2	3	4	5	6	7	8				
9	10	11	12	13	14	15				
16	17	18	19	20	21	22				
23	24	25	26	27	28	29				
30										

5 月								
П	月	火	水	木	金	土		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30	31					

> 盆

8月							
日	月	火	水	木	金	±	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

:休日

:休日相当として扱う日

:特殊日として扱う日

> 年末年始

12 月								
日	月	火	水	木	金	±		
					1	2		
3	4	5	6	7	8	9		
10	11	12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	23		
24	25	26	27	28	29	30		
31								

1月							
月	火	水	木	金	土		
1	2	3	4	5	6		
8	9	10	11	12	13		
15	16	17	18	19	20		
22	23	24	25	26	27		
29	30	31					
	1 8 15 22	1 2 8 9 15 16 22 23	月 火 水 1 2 3 8 9 10 15 16 17 22 23 24	月 火 水 木 1 2 3 4 8 9 10 11 15 16 17 18 22 23 24 25	月 火 水 木 金   1 2 3 4 5   8 9 10 11 12   15 16 17 18 19   22 23 24 25 26		



》 連続休日(特殊日以外)または特殊日明けの夜間帯のうちO:OO~8:OOは、休日または特殊日の夜間帯の 運用容量とする。